

地域ネットワークだより Vol.95

平成28年8月12日発行

【フラット35】リノベ(性能向上リフォーム推進モデル事業)のお知らせ ～平成28年10月1日申込受付分から取扱開始～

1【フラット35】リノベとは

- ① お客さまが中古住宅を購入して性能向上リフォーム※を行う場合 または
 - ② 住宅事業者により性能向上リフォーム※が行われた中古住宅を購入する場合に【フラット35】を利用する際の借入金利を一定期間引き下げる制度です。
- ※ 省エネルギー性・耐震性等の住宅の性能を一定以上向上させるリフォーム工事をいいます。

2【フラット35】リノベを利用するための住宅の条件

次の(1)及び(2)の条件を満たす必要があります。

(注)次の要件のほか、住宅の耐久性等の【フラット35】の技術基準やその他融資基準を満たす必要があります。各基準の詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。

- (1) 下表の①から⑧までのうち、いずれか1つ以上の基準に適合させる性能向上リフォームを実施すること。

(注)リフォーム工事前に適合していない基準について、リフォーム工事により適合させることが条件になります。

<概要>【フラット35】リノベの技術基準

	省エネルギー性	耐震性	バリアフリー性	耐久性・可変性
【フラット35】リノベ (金利Aプラン)	① 一次エネルギー消費量等級 5など(※1)	② 耐震等級3	③ 高齢者等配慮対策等級 4以上(※2)	④ 長期優良住宅
【フラット35】リノベ (金利Bプラン)	⑤ 一次エネルギー消費量等級 4以上または 断熱等性能等級4	⑥ 耐震等級2	⑦ 高齢者等配慮対策等級 3以上	⑧ 劣化対策等級3かつ 維持管理対策等級 2以上(※3)

(※1)認定低炭素住宅、性能向上計画認定住宅(建築物省エネ法)も対象となります。

(※2)共同住宅の専用部分は高齢者等配慮対策等級3でも可です。

(※3)共同住宅等については、一定の更新対策(躯体天井高の確保(2.5m以上)及び間取り変更の障害となる壁または柱がないこと)が必要となります。

- (2) 次の①から④のいずれかの「中古住宅の維持保全に係る措置」を行うこと。

- ①インスペクションの実施 ②瑕疵保険の付保等 ③住宅履歴情報の保存 ④維持保全計画の作成

詳しくは同封チラシまたは機構ホームページ
(http://www.flat35.com/topics/topics_20160701.html)
をご覧ください。

■照会先
住宅金融支援機構 CS推進部
住宅技術情報室 技術情報グループ
担当 大迫・種子田
TEL: 03-5800-8162
FAX: 03-5800-8258

添付資料等については省略しています。ご希望の場合は照会先までご連絡ください。